

気軽に

お悩み解決！ 法律コーナー

今月の担当は…

第1回



吉水 和也 弁護士

このコーナーでは、岩手弁護士会所属の弁護士による、身の回りの悩みごと、トラブルなどを未然に防止するための法律知識などを紹介します。

今回は…このコーナーの紹介です！

問1 このコーナーは何ですか？

今月から毎月、山田町法律相談センターの担当弁護士が交代で、法律に関する問題などについてのお話を掲載することになりました。

初回となる今回は、震災に関することについて、私・吉水 和也が担当いたします。

簡単に自己紹介をします。私は、宮古で弁護士をしているのですが、大体月1回くらいのペースで山田町法律相談センターで法律相談の担当をしています。もともと宮古市田老（旧・田老町）の出身で、宮古高校を出るまではこちらに住んでいました。それから10年ほど東京にいましたが、昨年7月、こちらに戻って来ました。震災では私の実家も被災し、流失してしまいました。この地域には地元出身の弁護士が今までいなかったのですが、地元の出身者として、震災復興に尽力したいという思いもあり、岩手に帰ってきました。私にとっては山田町も馴染み深い町ですので、このような形で記事を書く機会を頂けたことは本当に光栄に思っています。

問2 山田町法律相談センターって何ですか？

山田町法律相談センターというのは、岩手弁護士会が運営する法律相談所で、旧山田病院の3階にあります。毎週月・水・金曜日と月1回土曜日の午前10時から午後3時まで、無料で法律相談を受けることができます。担当する弁護士は日によって異なり、盛岡や宮古などから13人の弁護士が交代で担当しています。

ご存じのとおり、山田町には現在弁護士事務所がなく、一番近い法律事務所でも宮古市まで行かなければなりません。そのような不便を解消するために作られたのが、山田町法律相談センターなのです。

問3 震災に関する援助制度を教えてください。

一山田町法律相談センター以外で法律相談をするとお金がかかるんですね？

「震災当時に岩手県内に住んでいた方」であれば、無料で法律相談できます。震災と関係ない相談でも構いません。住民票等の証明書も必要ありません。震災当時、実際に岩手県内に住んでいた方でありさえすれば、国が代わりに相談料を支払ってくれるため、無料で法律相談を受けることができます。

ですので、山田町法律相談センター以外で法律相談される場合には、この制度が利用できるかどうかぜひ聞いてみてください。ちなみに、宮古市内にある法律事務所であれば、どの事務所でもこの制度を利用して、無料法律相談を受けることができます。

ただしこの制度、今のところ来年の3月で終わってしまう予定です。延長されるかどうかわかりませ

ん。お早めにご相談ください。

一震災関連死って何ですか？

ニュースなどで「震災関連死」という言葉を聞くことがあると思います。震災関連死とはその名の通り、震災によって亡くなったということです。市町村の窓口で申請し、震災関連死だと認められれば災害弔慰金というお見舞金が出ます。金額は最大500万円です。

津波や地震で直接亡くなった方は当然震災によって亡くなったといえるわけですが、震災関連死となるのはそれだけではありません。長い避難生活の中で普段どおりの生活を送れず、精神的、身体的に衰弱した影響で亡くなった場合、震災によって体調が急激に悪化し、その後回復することなく亡くなった場合なども含まれます。他にも震災関連死とされる場合があります。

自分の親族は震災がなければもっと生きていたはずだ、そう思う方は申請してみてください。迷っているとき、一度申請したがダメだったとき、そんなときはぜひ弁護士に相談してください。

一他にはどんな援助制度があるのですか？

震災に関連した援助制度としては、他に被災ローン減免制度や生活再建支援金などがあります。紙面の都合上、詳しい内容は省略します。気になる方は、弁護士に相談してください。制度の内容を聞くだけでは申し訳ない、そんな風に思う必要はありません。

問4 法律相談って何を相談すればいいかわからないんですけど…

困っていることがあれば何でも相談してください。

「弁護士さんみたいに偉い人にこんな大したことはない相談するのは申し訳ない」「弁護士さんに相談するのは法律の問題ですよ」そう思っている方がいるかもしれませんが、でも、その問題は本当に大したことない問題ですか？ それは本当に法律と関係ない問題ですか？ 迷ったら弁護士に相談してください。本当に大したことない問題か、法律と関係ない問題か、法律の専門家である弁護士ならその判断ができます。

お医者さんに診てもらったことがない人はいないと思います。体調が悪くなったらお医者さんに相談します。それなら、何か悩み事があるときは弁護士に相談する。何も不思議なことではありません。

しつこいようですが、相談料は「無料」です。1人で悩むぐらいなら、ちょっと足を伸ばして相談に来てみませんか。

一山田町法律相談センター一

▷相談日 毎週月・水・金曜日、毎月最終土曜日

▷時間 午前10時～午後3時（受け付けは午後2時半まで）

▷設置場所 旧山田病院3階（八幡町）

◆問い合わせ ☎81-2560